



島根県報

平成24年5月7日（月）

第2,389号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

県営土地改良事業計画の決定	（農 村 整 備 課）	2
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂 防 課）	2
都市計画事業変更の認可	（下水道推進課）	3

【教委公告】

平成25年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の実施	（義 務 教 育 課）	3
-----------------------------	-------------	---

告 示**島根県告示第295号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成24年 5 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
半田地区用排水施設事業（県営農地防災事業（ため池等整備））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	松江市役所
観音寺地区用排水施設事業（県営農地防災事業（ため池等整備））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	雲南市役所

島根県告示第296号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年 5 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 (1) 区域の名称

立花1

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から11号までを順次に結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
松江市鹿島町上講武字亀尻246番2	1号
〃 2295番	2号
〃 253番	3号
〃 265番1	4号
松江市鹿島町上講武字立花奥267番2	5号
〃 267番1	6号
松江市鹿島町上講武字亀尻265番1	7号及び8号
〃 265番1地先道路敷	9号
〃 252番地先道路敷	10号
〃 248番	11号

2 (1) 区域の名称

立花2

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から11号までを順次に結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線により囲ま

れた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
松江市鹿島町上講武字立花285番 1	1 号
〃 284番	2 号
〃 285番 3 地先道路敷	3 号
〃 2322番	4 号
〃 2327番	5 号
〃 369番	6 号
〃 365番 1	7 号
〃 328番	8 号及び9 号
〃 289番	10号
〃 288番	11号

島根県告示第297号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年 5 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 施行者の名称

大田市

2 都市計画事業の種類及び名称

温泉津都市計画下水道事業

大田市公共下水道

3 事業施行期間

平成16年 6 月25日から平成28年 3 月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

教 育 委 員 会 公 告

平成25年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験を次のとおり実施する。

平成24年 5 月 7 日

島根県教育委員会委員長 北 島 健 孝

1 目的

この試験は、平成25年度に島根県公立学校教員として採用する候補者を選考するために行います。

2 出願資格

次の(1)及び(2)に該当する者が出願できます。

(1) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事由に該当しない者

(2) 次表に定める募集種別・募集教科(科目等)の教員免許状等資格及び年齢等資格を有する者

区分	募集種別	募集人数	募集教科(科目等)	教員免許状等資格	年齢等資格
I	小学校 教諭	30人程度		●小学校教諭の普通免許状所有者	●昭和43年4月2日以降の出生者
		(※)		●小学校教諭の普通免許状所有者で、かつ中学校教諭の普通免許状「数学」又は「理科」の所有者	
II	中学校 教諭	20人程度	国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術、家庭	●中学校教諭の普通免許状所有者	
		若干名	特別支援教育担当	●中学校教諭の普通免許状所有者で、かつ盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭の普通免許状所有者	
III	小学校 教諭	20人程度		●小学校教諭の普通免許状所有者	●昭和43年4月2日以降の出生者で、石見地域(大田市・江津市・浜田市・益田市・邑智郡・鹿足郡)又は隠岐地域(隠岐郡)に限って勤務できる者
		(※)		●小学校教諭の普通免許状所有者で、かつ中学校教諭の普通免許状「数学」又は「理科」の所有者	
IV	中学校 教諭	10人程度	国語、社会、数学、理科、英語、保健体育	●中学校教諭の普通免許状所有者	●昭和43年4月2日以降の出生者で、石見地域(大田市・江津市・浜田市・益田市・邑智郡・鹿足郡)に限って勤務できる者
V	小・中学校 教諭	5人程度 (区分III+IVの内数) (※)	小学校	●小学校教諭の普通免許状所有者 ●小学校教諭の普通免許状所有者で、かつ	●以下の要件をすべてみたす者 ○昭和43年4月2日以降の出生者 ○国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(平成18年度までの特殊教育諸学校を含む。)の教諭(正式採用)として勤務中の者又は勤務したことのある者で、平成25年3月末現在で1年以上

				中学校教諭の普通免許状「数学」又は「理科」の所有者	の勤務経験を有する者 ○石見地域（大田市・江津市・浜田市・益田市・邑智郡・鹿足郡）又は隠岐地域（隠岐郡）に限って勤務できる者
			中国語、社会、数学、理科、英語、保健体育	●中学校教諭の普通免許状所有者	●以下の要件をすべてみたす者 ○昭和43年4月2日以降の出生者 ○国公私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（平成18年度までの特殊教育諸学校を含む。）の教諭（正式採用）として勤務中の者又は勤務したことのある者で、平成25年3月末現在で1年以上の勤務経験を有する者 ○石見地域（大田市・江津市・浜田市・益田市・邑智郡・鹿足郡）に限って勤務できる者
VI	高等学校	37人程度	国語、地理歴史、公民、数学、理科（物理・化学・生物）、英語、芸術（音楽・美術）、家庭、保健体育、農業、工業（電気・機械・建築）、商業、水産（機関）	●高等学校教諭の普通免許状所有者 ●「地理歴史」については、高等学校教諭の普通免許状「社会」所有者も出願可 ●「公民」については、高等学校教諭の普通免許状「公民」及び「地理歴史」の所有者又は高等学校教諭の普通免許状「社会」所有者 ●「水産（機関）」については、高等学校教諭の普通免許状「商船」所有者も出願可	●昭和43年4月2日以降の出生者
	教諭（特別免許状）		農業、工業（電気・機械・建築）、商業、水産（機関）	●高等学校教諭の普通免許状を有しない者で、出願する教科に関する社会的実務経験を有する者	
	助教諭（臨		工業（電気・機械・建	●高等学校教諭の普通	

	時免許状)		築)	免許状を有しない者 で、大学（電気・機 械・建築）の正規の 課程（教員の免許状 授与の所要資格を得 させるための大学の 課程認定を受けたも のに限る。）を卒業 又は平成25年3月末 までに卒業見込の者 で、工業の関係科目 について58単位以上 を修得又は修得見込 の者	
VII	高 等 学 校 教諭	若干名（区 分 VI の内 数）	福祉	●高等学校教諭の普通 免許状「福祉」所有 者で、かつそれ以外 の教科の高等学校教 諭の普通免許状所有 者又は、盲学校、聾 学校、養護学校又は 特別支援学校教諭の 普通免許状所有者	●以下の要件をすべてみたす者 ○昭和43年4月2日以降の出生者 ○石見地域（大田市・江津市・浜 田市・益田市・邑智郡・鹿足郡） に限って勤務できる者
VIII	特 別 支 援 学 校 教諭	30人程度	小学部	●盲学校、聾学校、養 護学校又は特別支援 学校教諭の普通免許 状所有者で、かつ小 学校教諭の普通免許 状所有者	●昭和43年4月2日以降の出生者
			中学部	●盲学校、聾学校、養 護学校又は特別支援 学校教諭の普通免許 状所有者で、かつ中 学校教諭の普通免許 状「技術」所有者	
			中学部 ・ 高等部	●盲学校、聾学校、養 護学校又は特別支援 学校教諭の普通免許 状所有者で、かつ当 該教科の中学校及び 高等学校教諭の普通 免許状所有者	

			高 等 部	農業	●盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭の普通免許状所有者で、かつ高等学校教諭の普通免許状「農業」所有者
IX	養護教諭	14人程度			●養護教諭の普通免許状所有者 ●昭和43年4月2日以降の出生者
X	栄養教諭	1人程度			●栄養教諭の普通免許状所有者 ●昭和43年4月2日以降の出生者
XI	教諭・助教諭・養護教諭・栄養教諭（教諭・講師等経験者を対象とした選考）	若干名（区分Ⅰ～Ⅵ、Ⅷ～Ⅹの内数）	区分Ⅵにおいては、農	業、工業（電気・機械・建築）、水産（機関）	●以下の要件をすべて満たす者 ○昭和33年4月2日～昭和48年4月1日の出生者 ○採用を希望する区分の教員免許状等資格を有する者 ○国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（平成18年度までの特殊教育諸学校を含む。）の教諭・助教諭・養護教諭（正式採用）、講師・養護助教諭（非常勤を除く。）として勤務中の者又は勤務したことのある者で、平成25年3月末現在で5年以上の勤務経験を有する者
XII	教諭・助教諭・養護教諭・栄養教諭（身体に障がいのある者を対象とした選考）	若干名（区分Ⅰ～Ⅹの外数）			●以下の要件をすべて満たす者 ○採用を希望する区分の教員免許状等資格を有する者 ○採用を希望する区分の年齢等資格を有する者 ○身体障害者手帳の交付を受けている者 ○自力で通勤が可能な者 ○介助者なしで教員として職務の遂行が可能な者

(※) 中学校教諭の普通免許状「数学」又は「理科」を所有する小学校教諭の募集人数 10人程度（区分Ⅰ＋Ⅲの内数）

- 備考
- ・教員免許状等資格の「普通免許状」とは、教育職員免許法に規定する教員免許状に限ります。
 - ・平成25年3月末までに教員免許取得見込の者も所有者とみなします。
 - ・日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用します。この場合、上表募集種別欄の「教諭」を「任用の期限を付さない常勤講師」と読み替えます。

3 出願手続

(1) 出願期間

平成24年5月18日（金）～5月30日（水）

（郵送の場合は平成24年5月29日（火）の消印有効）

(2) 願書等の提出先

〒690-8502 松江市殿町1番地 島根県教育庁義務教育課

- 提出の際は、別添の専用封筒を使用してください。
- 直接提出する場合の受付時間は、月～金曜日の9時から17時とします。

(3) 留意事項

ア 車椅子の使用や、点字による受験等を希望する場合には、願書の該当欄に○印を記入してください。後日、担当者が連絡します。

- イ 区分Ⅲ、Ⅴ（小学校に限る。）は、勤務地域を石見地域又は隠岐地域に限定して募集するものです。
- ウ 区分Ⅳ、Ⅴ（中学校に限る。）、Ⅶは、勤務地域を石見地域に限定して募集するものです。
- エ 区分Ⅵ高等学校教諭（特別免許状）の出願者については、社会的実務経験（5年程度）に関する書類の提出が必要です。このことについては、後日担当者が連絡します。
- オ 区分Ⅺの出願者は、出願時に採用を希望する区分Ⅰ～Ⅵ、Ⅷ～Ⅹのいずれかを指定してください。
- カ 区分Ⅻの出願者は、出願時に採用を希望する区分Ⅰ～Ⅹのいずれかを指定してください。なお、障がいの程度に応じて、試験の一部の免除を行う場合があります。
- キ 書類不備のものは受け付けません。

(4) 提出書類

提出書類等		部数	
願書	●本県所定の用紙（D-1）を使用すること。（記入例はB-1～2）	1部	
基本データ入力票	●本県所定の用紙（E-1）を使用すること。（記入例はC-1～6）	1部	
受験票	●本県所定の用紙（F-1）を使用すること。	1部	
連絡用封筒	●のり付封筒（両面テープ貼付可）角形2号（33.2cm×24.0cm）を使用すること。 ●封筒の表に、郵便番号、住所、氏名（「様」を付ける。）を明記し、それぞれに360円分の切手を貼付すること。	2部	
在職証明書	区分Ⅴの出願者のうち第1次試験免除該当者	●国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（平成18年度までの特殊教育諸学校を含む。）の教諭（正式採用）として勤務中であることを所定の様式により証明を受けること。 ただし、島根県内の公立学校に勤務中の者は除く。 ※在職証明書の様式は、島根県教育庁義務教育課のホームページよりダウンロードすること。	1部
	区分Ⅺの出願者	●国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（平成18年度までの特殊教育諸学校を含む。）の教諭・助教諭・養護教諭（正式採用）、講師・養護助教諭（非常勤を除く。）として平成25年3月末現在で5年以上勤務（通算）したことを所定の様式により証明を受けること。 ただし、島根県内の公立学校に勤務中の者又は勤務したことのある者は除く。 ※在職証明書の様式は、島根県教育庁義務教育課のホームページよりダウンロードすること。	1部

4 選考試験

(1) 期日及び会場

ア 第1次試験

① 筆記試験等

期日 平成24年7月14日（土）

会場 島根県立松江北高等学校 松江市奥谷町164
島根県立松江東高等学校 松江市西川津町510

② 面接試験

期日 平成24年7月15日（日）・16日（月）

会場 くにびきメッセ 松江市学園南1-2-1

※期日、会場及び携行品については、受験票送付の際に通知します。

イ 第2次試験

平成24年8月26日（日）～8月31日（金）の予定です。詳細は第1次試験結果の通知の際に連絡します。

(2) 試験内容等

試験内容等	第1次試験		第2次試験		
試験日	7月14日（土）	7月15日（日） 7月16日（月）	8月26日（日）～8月31日（金）の予定		
内容区分	筆記試験等	面接	筆記試験等	面接	模擬授業 実技試験
I、III及びVの小学校全受検者	●小学校教諭として必要な専門的知識や教養		小論文 適性検査		●水泳実技 ●ピアノ実技
II、IV及びVの中学校全受検者（特別支援教育担当を除く）	●中学校教諭として必要な各教科の専門的知識や教養				○理科受検者は、理科実技 ○英語受検者は、英会話 ○音楽受検者は、音楽実技 ○美術受検者は、美術実技 ○保健体育受検者は、保健体育実技 ○技術受検者は、技術実技 ○家庭受検者は、家庭実技
IIの中学校特別支援教育担当受検者	●特別支援学校教諭として必要な専門的知識や教養	●中学校教諭として必要な各教科の専門的知識や教養			

VI 及び VII の全受験者	●高等学校教諭として必要な各教科(科目等)の専門的知識や教養 ○理科(物理・化学・生物)受験者については、理科全般及び該当科目の専門的知識や教養 ○工業(電気・機械・建築)受験者については、工業全般及び該当分野の専門的知識や教養 ○水産(機関)受験者については、水産全般及び該当分野の専門的知識や教養				○理科受験者は、理科実技 ○英語受験者は、英会話 ○音楽受験者は、音楽実技 ○美術受験者は、美術実技 ○保健体育受験者は、保健体育実技 ○家庭受験者は、家庭実技 ○商業受験者は、商業実技
VIII の全受験者・高等部	●特別支援学校教諭として必要な専門的知識や教養	●小学校教諭として必要な専門的知識や教養			●水泳実技 ●ピアノ実技 ○理科受験者は、理科実技 ○英語受験者は、英会話 ○音楽受験者は、音楽実技 ○美術受験者は、美術実技 ○保健体育受験者は、保健体育実技 ○技術受験者は、技術実技 ○家庭受験者は、家庭実技
IX の全受験者	●養護教諭として必要な専門的知識や教養			ロールプレイング	●養護に関する実技
X の全受験者	●栄養教諭として必要な専門的知識や教養			場面指導	
XI の全受験者	●出願時に指定した採用を希望する区分 I～VI、VIII～Xの内容を実施 ※一般教養・教職教養及び面接は免除	●出願時に指定した採用を希望する区分 I～VI、VIII～Xの内容を実施			
XII の全受験者	●出願時に指定した採用を希望する区分 I～Xの内容を実施 ※障がいの程度に応じて、試験の一部の免除を行う場合があります。	●出願時に指定した採用を希望する区分 I～Xの内容を実施			

(3) 試験結果の通知

ア 第1次試験 平成24年8月7日(火)

イ 第2次試験 平成24年9月28日(金)

※いずれの場合も、午前9時に県庁前掲示板に掲示するほか、途中棄権者を除く全受験者に文書で通知します。

あわせて義務教育課ホームページ (<http://www.pref.shimane.lg.jp/gimukyoiku/>) に掲載します。

(4) その他

第2次試験受験者には、第2次試験日までに次の書類の提出を求めます。

提出書類等		部数
教員免許状の証明書等	<p>(免許状所有者)</p> <p>●所有するすべての普通免許状(願書に記入したもの)の授与証明書(授与された都道府県教育委員会へ申請すること)。</p> <p>なお、免許状記載の氏名に変更がある場合には、それを証明する書類を添付すること。</p> <p>(免許状取得見込者)</p> <p>●平成25年3月卒業予定者は、その大学の発行する免許状取得見込証明書。</p> <p>●通信教育受講者等は、免許取得可能であることを証明する書類(履修証明書等)。</p>	1部
学校図書館司書教諭の講習の修了証書の写し	<p>●現に学校図書館司書教諭の資格を有する者のみ、文部科学大臣が授与した修了証書の写し(コピー)。</p> <p>なお、修了証書取得見込の者は、既に修得している単位修得証明書の写し(放送大学については成績通知書の写し)及び単位修得予定科目が分かるものを所定の様式に記入して提出すること。</p> <p>※様式は、島根県教育庁義務教育課のホームページよりダウンロードすること。</p>	1部

5 第1次試験免除の取扱

- (1) 区分Vに出願した者で、現に国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教諭(正式採用)として勤務中の者は、第1次試験を免除します。
- (2) 区分XIに出願した者は、第1次試験の内、一般・教職教養試験(筆記試験)及び面接試験を免除します。

6 選考にあたって考慮する事項

- (1) 採用候補者の選考にあたっては、スポーツ、芸術、学術、国際貢献等、特に優れた実績・資格等を有していることを考慮します。
- (2) 教員採用候補者の選考にあたっては、学校図書館司書教諭の講習の修了証書を所有(平成25年3月末までに修了証書取得見込の者も所有者とみなします。)していることを考慮します。
- (3) 中学校教諭採用候補者の選考にあたっては、中学校の複数教科の普通免許状を所有していることを考慮します。
- (4) 高等学校教諭採用候補者の選考にあたっては、「情報」の普通免許状を所有していることを考慮します。
- (5) 高等学校教諭採用候補者(地理歴史)の選考にあたっては、「公民」又は「社会」の普通免許状を所有していることを考慮します。
- (6) 高等学校教諭採用候補者(水産)の選考にあたっては、複数の教科又は盲学校・聾学校・養護学校・特別支援学校の普通免許状を所有していることを考慮します。
- (7) 特別支援学校教諭採用候補者の選考にあたっては、複数の種別・領域又は教科の普通免許状を所有していることを考慮します。

7 採用候補者名簿登載等

- (1) 第2次試験合格者を、平成25年度島根県公立学校教員採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に登載します。この場合、出願した区分と異なる区分に登載することがあります。
- (2) 名簿に登載された区分の校種と異なる校種に配置し、当分の間勤務してもらうことがあります。
- (3) 名簿の登載有効期間は、登載された日から平成26年4月1日までとします。
- (4) 名簿登載者には、健康診断書の提出を求めます。
- (5) 現に大学院に在学中の者で、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に専修免許状取得見込のものにあつ

ては、名簿登載後の申し出により、名簿登載有効期間内での採用延期を認めます。

- (6) 区分VI高等学校教諭（特別免許状）の採用にあたっては、教育職員検定に合格し特別免許状の授与を受ける必要があります。
- (7) 区分VI高等学校助教諭（臨時免許状）の採用にあたっては、教育職員検定に合格し臨時免許状の授与を受ける必要があります。臨時免許状の有効期間（3年）内に「職業指導」等の単位を修得し、当該普通免許状を取得すれば、日本国籍を有する者にあつては教諭に、日本国籍を有しない者にあつては任用の期限を付さない常勤講師に任用することとします。免許状取得に要する経費は自己負担とします。
- (8) 選考結果の情報提供については、名簿に登載されなかった者のうち、希望する者に対して行います。希望する場合には、願書の該当欄に○印を記入してください。試験ごとにその結果を3段階で提供します。
- (9) 資格要件を失った場合又は提出書類に虚偽の記載があった場合には、名簿の登載を取り消します。
- (10) 選考にあたって考慮する事項に係る免許状等を取得できなかった場合には、名簿の登載を取り消すことがあります。

8 その他

- (1) この選考試験に関する問い合わせ先は次のとおりです。
〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県教育庁義務教育課
島根県教育庁義務教育課 電話 (0852) 22-5422
島根県教育庁高校教育課 電話 (0852) 22-5411
- (2) 受験票が平成24年6月29日（金）までに届かない場合は連絡してください。
- (3) 提出書類の記載事項に変更が生じた時は、速やかに文書（はがき可）で届け出てください。ただし、出願種別・教科等の変更はできません。
- (4) 提出書類については、一切返却しません。